

広島市告示第347号
令和8年7月15日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第11項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称
広島市五日市地域包括支援センター

- 2 変更事項及び変更内容

変更事項	変更内容	
	変 更 前	変 更 後
地域包括支援センターの所在地	広島市佐伯区五日市中央2丁目 4-40	広島市佐伯区五日市4丁目4-2 4 ISCビル2階

- 3 変更の期日
令和8年8月1日